

国民保養温泉地計画記載例案

目 次

1. 温泉地の概要
2. 計画の基本方針
3. 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等に関する方策
4. 医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置計画又は同医師との連携のもと入浴方法等の指導ができる人材の配置計画若しくは育成方針等
5. 温泉資源の保護に関する取組方針
6. 温泉を衛生的に良好な状態に保つための方策
7. 温泉地の特性を活かした温泉の公共的利用増進に関する方策
8. 高齢者、障害者等に配慮したまちづくりに関する計画
9. 災害防止対策に係る計画及び措置

添付

1. 国民保養温泉地位置図
地形図を用い、縮尺を明示することとします。
2. 国民保養温泉地区域図
地形図を用い、縮尺を明示することとします。
区域は、稜線界、河川界等地形による線、行政界、地番界又は字界等により明確にすることとします。
また、可能な限り源泉、温泉を不特定多数の者に供する施設（宿泊施設及び公衆浴場等）及び当該施設以外の不特定多数に供する施設（園地、野営場及び遊歩道等）の位置を明示することとします。
なお、温泉地の地割は行いません。

1. 温泉地の概要

- ・ 現行温泉地計画の「1 地域」、「2 地域の概要」に相当する内容を記載します。

2. 計画の基本方針

- ・ 以下の3 から9 までの（3）の内容を簡潔にまとめ、当該温泉地の自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の特性を踏まえ、どのような方向の温泉地を目指すかを記載します。

3. 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等に関する方策

(1) 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の概要

- ・ 温泉地の自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等について、その概要を記載します。

[例]

〇〇温泉は、〇〇国立公園内にあり、(以下、温泉地の自然環境を具体的に記載。) また、〇〇当時から温泉情緒が漂うまちなみが形成され、そのようなまちなみが現在まで維持されている。さらに、〇〇当時から近隣の農家の方々の湯治場として栄え、近年は〇〇地域から湯治客が訪れ、湯治という温泉文化が継承されている。(その他、温泉地の歴史、風土、文化等を具体的に記載。)

(2) 取組の現状

- ・ 現在、温泉地の自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等のために講じている取組を記載します。

[例1]

〇〇温泉は、昭和〇〇年に〇〇国立公園の第〇種特別地域に指定され、自然公園法に基づき温泉地内の自然環境が保たれている。

[例2]

〇〇市においては、平成〇〇年に、〇〇を目的とした「〇〇条例」が制定され、同条例により建築物の意匠・色彩等の基準が設けられた。同市に所在する〇〇温泉においても、同様の措置が講じられている。

また、〇〇温泉においては、住民、温泉利用事業者その他の事業者から構成される〇〇が、常時、〇〇を行う美化清掃活動を実施している。

(3) 今後の取組方策

- ・ (2)を踏まえて、今後、どのような取組を行うかその方策を記載します。なお、(2)の内容によっては、ここで記載する内容が新選定標準(素案)に合致するかどうかのポイントなると考えられます。

[例]

〇〇温泉において、さらに自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等を図るため、関係機関等と調整の上、(2)の取組を継続するとともに、それらに加え、温泉地内の住民、事業者から構成される〇〇が、〇〇市の協力を得て、自主的に〇〇の取組を進める予定としている。

- * (1)から(3)までの例示は自然環境、まちなみに関するものであり、歴史、風土、文化等についても記載します。
- * (2)及び(3)の取組のうち、自然環境、まちなみの維持・保全に関する地域における自主的な取組としては、美化清掃活動の他、緑化活動、外灯のデザインの統一化、屋外広告の自主規制、ベンチ・トイレ等公共施設の修繕等が考えられます。

4. 医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置計画又は同医師との連携のもと入浴方法等の指導ができる人材の配置計画若しくは育成方針等

(1) 医師又は人材の配置の状況

- 医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師又は同医師との連携のもと入浴方法等の指導ができる人材について、その配置状況を記載します。

[例1]

〇〇温泉では、医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導を行う医師及び同医師との連携のもと入浴方法等の指導を行う人材を配置しており、その氏名及び活動の状況等は、以下のとおりである。

①医師

氏 名	専門分野	活動内容	配置年度
〇〇 〇〇		〇〇病院において、温泉を利用した治療を行うとともに、随時、温泉利用に関する相談に対応。	H5～
〇〇 〇〇		〇〇施設において、月に1日、温泉療養相談を実施。	H5～

②人材

資 格	人数	医師との連携を含めた活動内容	配置年度
温泉利用指導者	〇人	〇〇施設において、健康増進及び疾病予防のための温泉利用を安全かつ適切に実施できるよう指導。指導に当たっては、必要に応じ、〇〇病院の〇〇医師（神経内科）に相談し、その助言を指導に反映。	H5～

- * 「資格」欄は、法人等が設けている温泉利用の適切な指導等を行うことができると認める資格の具体的名称（一般財団法人日本健康開発財団が養成している温泉利用指導者又は温泉入浴指導員、その他地域において認定等により得られる資格等）を記載します。

- * 「医師との連携を含めた活動内容」欄には、活動の具体的内容に加え、活動に当たり連携している医師の氏名・専門分野及び連携の具体的内容を記載します。

[例2]

〇〇温泉では、医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導を行う医師又は同医師との連携のもと入浴方法等の指導を行う人材を配置していないが、今後、(2)に記載する配置・育成等に取り組む。

(2) 配置計画又は育成方針等

- 医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師又は同医師との連携のもと入浴方法等の指導ができる人材について、配置計画又は育成方針等を記載します。

[例1]

〇〇温泉では、(1)の医師及び人材の配置を継続する。

[例2]

〇〇温泉では、医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導を行う医師を配置することとしており、その計画は、以下のとおりである。

氏 名	専門分野	活動内容	配置予定年度
〇〇 〇〇		〇〇施設において、月に1日、温泉療養相談を実施。	H25

[例3]

〇〇温泉では、医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師との連携のもと入浴方法等の指導を行う人材を配置することとしており、その計画及び育成方針は、以下のとおりである。

人材	医師との連携を含めた活動内容	配置予定年度	育成方針
温泉利用指導者	〇〇施設において、健康増進及び疾病予防のための温泉利用を安全かつ適切に実施できるよう指導。指導に当たっては、必要に応じ、〇〇病院の〇〇医師（神経内科）の助言を受けることとしている。	H25	平成24年に〇〇施設の保健師（〇名）が温泉利用指導者養成講習会の受講を予定。

* 「医師との連携を含めた活動内容」欄には、活動の具体的内容に加え、活動に当たり連携している医師の氏名・専門分野及び連携の具体的内容を記載します。

5. 温泉資源の保護に関する取組方針

(1) 温泉資源の状況

- 温泉地における各温泉の温度、湧出量、泉質、湧出状況、所有者及び利用施設（数）を記載します。

[例]

〇〇温泉は、その主な泉質は塩化物泉であり、現在、〇〇つの源泉が〇〇に利用されている。

源泉	温度(℃)	湧出量 (l/min)	泉 質	湧出状 況	所有者	利用施設
●●温泉	〇〇.〇	〇〇.〇	ナトリウム-塩化 物泉	自然湧 出	民間	旅館2施設 ホテル3施設
××温泉						
△△温泉						

(2) 取組の現状

- 現在、各温泉について講じている保護のための取組（泉温、湧出量、水位の定期的観測・記録、涵養方策等）を記載します。

[例]

〇〇温泉における各源泉について、現在講じているその保護に関する取組の状況は、以下のとおりである。

源泉	取 組	実施主体	実施年度
●●温泉	温度、湧出量、水位の現地観測を年2回実施。	源泉所有者	H5～
××温泉			
△△温泉			

(3) 今後の取組方策

- (2)を踏まえて、今後、どのような取組を行うかその方策を記載します。なお、(2)の内容によっては、ここで記載する内容が新選定標準（素案）に合致するかどうかのポイントなると考えられます。

[例]

〇〇温泉において、温泉資源の保護を一層推進するため、実施主体と調整の上、(2)の取組を継続するとともに、それらに加え、以下の取組を進める。

源泉	取 組	実施主体	実施予定年度
●●温泉	温度、湧出量、水位の観測を現地観測（年2回）から自動観測に変更して実施。	源泉所有者	H25～
××温泉			
△△温泉			

* この表には、(2)の表で記載した内容はそのまま記載しないこととします。

- * その他、(2)及び(3)の取組としては、当該温泉地における温泉資源の保護のための自主的な規制、温泉の集中管理、雨水の地下浸透対策等が考えられます（温泉法に基づく掘削等の許可に関連した都道府県における保護地域の設定等は記載しないこととします。）。

6. 温泉を衛生的に良好な状態に保つための方策

(1) 温泉の利用に当たっての関係設備等の状況

- 各温泉の利用に当たって使用している設備等の状況として、浴用利用のみ・飲用利用のみ・浴用及び飲用利用の別に、その源泉数、浴用利用施設又は飲用利用施設までに設置している設備の名称及び浴用利用施設数又は飲用利用施設数を記載します。

[例]

〇〇温泉において温泉の利用に当たって使用している設備及び温泉利用の状況は、以下のとおりである。

①浴用利用のみ（以下は、複数の温泉地をまとめて指定の要望を行う場合の例）

温泉地	源泉数	浴用利用施設までの設備	浴用利用施設数
□□温泉		引湯管、貯湯槽	
◇◇温泉		引湯管、ガスセパレータ	

②飲用利用のみ（以下は、複数の温泉地をまとめて指定の要望を行う場合の例）

温泉地	源泉数	飲用利用施設までの設備	飲用利用施設数
□□温泉		引湯管	
◇◇温泉		引湯管	

③浴用及び飲用利用（以下は、複数の温泉地をまとめて指定の要望を行う場合の例）

温泉地	源泉数	浴用利用施設及び飲用利用施設までの設備	施設数	
			浴用	飲用
□□温泉		引湯管		
◇◇温泉		引湯管		

(2) 取組の現状

- 現在、各温泉の利用に当たって使用している設備の衛生面での取組を記載します。

[例]

〇〇温泉において温泉の利用に当たって使用している設備について、現在講じている衛生面での取組の状況は、以下のとおりである。

設備	区分	取組	実施主体
源泉	自主的	2 源泉について、浅層地下水が混入しないよう遮水対策を施工。 4 源泉について、一般細菌、大腸菌群等の検査を1年に1回実施。	源泉所有者
引湯管	自主的	3 源泉の引湯管について、バルブ、ドレン等の点検を不定期に実施。	源泉所有者
貯湯槽	条例等	すべての貯湯槽について、点検を〇年に1回、清掃及び消毒を必要に応じ実施。	源泉所有者
浴槽	条例等	<浴槽水> すべての浴槽について、十分な補給・清浄を保持。	設備所有者

飲泉施設	自主的	すべての浴槽について、換水を毎日（循環式浴槽については1週間に1回）実施。 すべての浴槽について、水質検査を1年に1回実施。 すべての循環式浴槽について、〇〇により消毒を実施。 ＜浴槽＞ すべての浴槽について、浴槽水の排出後、清掃を毎日（循環式浴槽については1週間に1回）実施。 ＜ろ過器＞ すべての循環式浴槽について、逆洗浄及び生物膜の除去を1週間に1回実施。 ＜集毛器＞ すべての循環式浴槽について、清掃を毎日実施。	設備所有者
設備周辺	自主的	すべての設備周辺において、清掃を毎日実施。	源泉所有者・設備所有者

- * 複数の温泉地をまとめて指定の要望を行う場合、温泉地毎に表を分けて記載しても、一つの表にまとめて記載してもどちらでも構いません。
- * 各源泉所有者や各設備所有者の取組内容が異なることが想定されますが、そのような場合は、可能な限り、「取組」欄に取組内容をそれぞれ記載するとともに、その取組内容毎に取組を行っている源泉数や設備数を記載します。
- * 「区分」欄は、都道府県における旅館業又は公衆浴場における衛生に関する条例等に基づく取組については、「条例等」と、独自に行っている取組については、「自主的」と記載します。

（３）今後の取組方策

- ・（２）を踏まえて、今後、どのような取組を行うかその方策を記載します。なお、（２）の内容によっては、ここで記載する内容が新選定標準（素案）に合致するかどうかのポイントなると考えられます。

〔例〕

〇〇温泉において、さらに温泉を衛生的に良好に保つため、実施主体と調整の上、（２）の取組を継続するとともに、それらに加え、以下の取組を進める。

設備	区分	取 組	実施主体
源泉	自主的	1年に1回行っている一般細菌、大腸菌群等の検査を半年に1回に変更し、対象をすべての源泉に拡大して実施。	源泉所有者
引湯管	自主的	不定期に行っているバルブ、ドレン等の点検を1月に1回に変更し、対象をすべての源泉の引湯管に拡大して実施。	源泉所有者

浴槽	条例等	<浴槽水> すべての循環式浴槽について、1週間に1回行っている換水を1週間に2回以上に変更し実施。 <浴槽> すべての循環式浴槽について、浴槽水の排出後、1週間に1回行っている清掃を1週間に2回以上に変更し実施。	設備所有者
----	-----	---	-------

- * この表には、(2)の表で記載した内容はそのまま記載しないこととします。
- * 複数の温泉地をまとめて指定の要望を行う場合、温泉地毎に表を分けて記載しても、一つの表にまとめて記載してもどちらでも構いません。
- * 各源泉所有者や各設備所有者の取組内容が異なることが想定されますが、そのような場合は、可能な限り、「取組」欄に取組内容をそれぞれ記載するとともに、その取組内容毎に取組を行っている源泉数や設備数を記載します。
- * 「区分」欄は、都道府県における旅館業又は公衆浴場における衛生に関する条例等に基づく取組については、「条例等」と、独自に行っている取組については、「自主的」と記載します。

7. 温泉地の特性を活かした温泉の公共的利用増進に関する方策

(1) 温泉の公共的利用の状況

- 温泉地の過去から現在に至る公共的利用の状況について、その概要を記載します。

[例]

〇〇温泉は、〇〇に発見されたと伝えられており、〇〇から主として〇〇の湯治場として利用され、〇〇の頃には、〇〇地方を代表する湯治場として知られるようになった。〇〇年代以降は、自然とのふれあいを求めるニーズの高まりに応じて、湯治客だけでなく、若い世代に利用者が増加している。

近年の〇〇温泉における温泉利用の状況は、以下のとおりである。

- ①過去3年間の温泉の利用者数（以下は、複数の温泉地をまとめて指定の要望を行う場合の例）

(単位：人)

温泉地	区分	21年度	22年度	23年度
□□温泉	宿泊 日帰			
◇◇温泉	宿泊 日帰			
小 計	宿泊 日帰			
合 計				

- ②直近1年間（平成〇〇年度）の温泉の利用者数（以下は、複数の温泉地をまとめて指定の要望を行う場合の例）

(単位：人)

温泉地	区分	施設数	総定員	利用者数				
				4月	5月	6月	7月	8月
□□温泉	宿泊 日帰							
◇◇温泉	宿泊 日帰							
小 計	宿泊 日帰							
合 計								

利用者数							
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計

* 利用者数は、温泉を不特定多数の用に供する施設（宿泊施設及び公衆浴場等）

における利用者数を記載します。

- * 宿泊施設で日帰利用を受け入れている場合、「施設数」欄は、「宿泊」、「日帰」の両方にカウントします。また、「利用者数」欄は、宿泊利用者と日帰利用者を分けてカウントします。

(2) 取組の現状

- ・ 現在、温泉地において温泉の公共的利用の増進を図るために講じている取組を記載します。

[例]

〇〇温泉において、温泉の公共的利用の増進を図るため、現在行っている取組の状況は、以下のとおりである（以下は、複数の温泉地をまとめて指定の要望を行う場合の例）。

温泉地	取 組	実施主体
□□温泉	〇〇を作成し、〇〇に対して配布を行い、□□温泉を周知。	〇〇協会
◇◇温泉		

(3) 今後の取組方策

- ・ (2) を踏まえて、また、温泉地の特性を活かして、今後、どのような温泉地を目指し、どのような取組を行うかその方針及び方策を記載します。なお、(2) の内容によっては、ここで記載する内容が新選定標準（素案）に合致するかどうかのポイントになると考えられます。

[例 1]

〇〇温泉において、さらに温泉の公共的利用の増進を図るため、環境の保全、環境配慮に努めながら、従来からの湯治場としての機能に、新たに健康の回復、増進といった健康づくりの場として機能を加え、それらを統合した温泉地を目指し、実施主体と調整の上、(2) の取組を継続するとともに、それらに加え、以下の取組を進める（以下は、複数の温泉地をまとめて指定の要望を行う場合の例）。

温泉地	取 組	実施主体
□□温泉	温泉利用型健康増進施設を整備。 温泉利用プログラムを開発するとともに、温泉利用指導者を〇名程度育成。 温泉利用型健康増進施設をはじめとする温泉利用施設（〇施設）において温泉利用指導者が健康増進及び疾病予防のための温泉利用を指導。 温泉地内を巡回する路線バスを低公害車に転換。	〇〇 〇〇
◇◇温泉		

- * この表には、(2) の表で記載した内容はそのまま記載しないこととします。

[例 2]

〇〇温泉において、さらに温泉の公共的利用の増進を図るため、温泉の適正な利用を進めるとともに、環境の保全、環境配慮に努めながら、同温泉を象徴する〇〇

といった自然資源や〇〇といった文化資源を保全・活用する温泉地を目指し、実施主体と調整の上、(2)の取組を継続するとともに、それらに加え、以下の取組を進める（以下は、複数の温泉地をまとめて指定の要望を行う場合の例）。

温泉地	取 組	実施主体
□□温泉	温泉利用指導者を〇名程度育成し、〇〇に配置。 体験・交流プログラムを開発するとともに、ガイドを育成。 体験・交流プログラムの実践。 各旅館、ホテルに熱交換器を設置し、重油、灯油等の使用量を〇%削減。	〇〇 〇〇
◇◇温泉		

* この表には、(2)の表で記載した内容はそのまま記載しないこととします。

* (2)又は(3)の「取組」欄には、4.で記載した医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師又は同医師との連携のもと入浴方法等の指導ができる人材に関する取組があれば、その取組も記載します。また、可能な限り環境の保全、環境配慮に関する取組を記載します。

8. 高齢者、障害者等に配慮したまちづくりに関する計画

(1) 公共の用に供する施設の状況

- 温泉地において公共の用に供する、道路、公園等の公有施設及び旅館等の私有施設の状況について、その概要を記載します。

[例]

〇〇温泉における公共の用に供する施設の状況は、以下のとおりである（以下は、複数の温泉地をまとめて指定の要望を行う場合の例）。

温泉地	区分	施設
□□温泉	公有施設	道路（国道〇〇号線、県道〇〇線、市道〇〇線）、〇〇公園、〇〇図書館
	私有施設	旅館（〇施設）、日帰り入浴施設（〇施設） JR 〇〇線 〇〇駅、〇〇水族館
◇◇温泉	公有施設	
	私有施設	

(2) 取組の現状

- 現在、温泉地において高齢者、障害者等に配慮したまちづくりのために講じている取組を記載します。

[例]

〇〇温泉において、高齢者、障害者等に配慮したまちづくりのため、現在行っている取組の状況は、以下のとおりである（以下は、複数の温泉地をまとめて指定の要望を行う場合の例）。

温泉地	区分	施設	取組	実施主体
□□温泉	公有施設	道路	温泉地内の国道〇〇号線及び県道〇〇線について、歩道の整備を実施。	〇〇
		公園	〇〇公園について、国土交通省令で定める移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準に適合するよう設置・維持。	〇〇
		建築物	旅館等の宿泊施設において入口スロープの整備、身障者用トイレの設置を推進。	〇〇
	私有施設	建築物 鉄道		
◇◇温泉	公有施設 私有施設			

(3) 今後の取組方策

- (2) を踏まえて、今後、どのような取組を行うかその方策を記載します。なお、(2) の内容によっては、ここで記載する内容が新選定標準（素案）に合致するか

どうかのポイントなると考えられます。

[例]

〇〇温泉において、さらに高齢者、障害者等に配慮したまちづくりを図るため、実施主体と調整の上、(2)の取組を継続するとともに、それらに加え、以下の取組を進める（以下は、複数の温泉地をまとめて指定の要望を行う場合の例）。

温泉地	区分	施設	取組	実施主体
□□温泉	公有施設	道路	温泉地内の市道〇〇線について、歩道の整備を実施。	〇〇
		公園		
	私有施設	建築物	旅館等の宿泊施設において段差の解消を図るとともに、これが困難な浴室等に手すりを設置。	〇〇
		建築物 鉄道		
◇◇温泉	公有施設			
	私有施設			

* この表には、(2)の表で記載した内容はそのまま記載しないこととします。

* 「高齢者、障害者等」には、外国人観光客を含むこととします。このため、(2)及び(3)の「取組」欄には、外国人観光客に配慮した取組（案内様式の外国語表記、ボランティア通訳による案内等）を記載することも考えられます。

9. 災害防止対策に係る計画及び措置

(1) 温泉地の地勢及び災害の発生状況

- 温泉地における山地、河川、海岸等の状況について、その概要を記載します。また、温泉地において現在までに発生した災害について、その概要を記載します。

[例]

〇〇温泉は、四方を〇〇mから〇〇mの山地に囲まれ、このため、急傾斜地も多い。また、〇〇川が温泉地の北から南に流れ、これに温泉地の西から流れる〇〇川が中央部で合流している。

〇〇温泉では、昭和〇〇年に〇〇地域で小規模なげ崩れが発生したが、大きな被害は生じなかった。

(2) 計画及び措置の現状

- 現在、温泉地において災害防止に関し策定されている計画又は講じられている措置を記載します。

[例]

〇〇温泉において、現在、災害防止に関し策定している計画及び講じられている措置は、以下のとおりである（以下は、複数の温泉地をまとめて指定の要望を行う場合の例）。

温泉地		計画又は措置	計画又は措置の概要
□□温泉		土砂災害警戒区域の指定 〇〇河川整備計画 〇〇県海岸保全基本計画	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、温泉地のうち、〇箇所が土砂災害警戒区域に指定され、市町村地域防災計画において、区域ごとに警戒避難体制に関する事項を策定。 〇〇地域について、護岸整備や河道整備等の治水対策を推進。 〇〇地域について、海岸保全施設の新設や天端高の嵩上げ等防護対策を推進。
◇◇温泉			

* 「計画又は措置」欄には、以下のものを記載します。

○計画

- 河川法に基づき河川管理者が策定する「河川整備計画」
- 海岸法に基づき都道府県知事が策定する「海岸保全基本計画」
- 水防法に基づき都道府県知事又は水防管理者が策定する「水防計画」
- 災害対策基本法に基づき市町村防災会議又は市町村長が策定する「地域防災計画」
- その他法律、条例に基づき、又は自主的に策定する災害の防止に関する計画

○措置

- 砂防法に基づき国土交通大臣が行う「砂防指定地の指定」
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき都道府県知事が行う「土砂災害警戒区域の指定」又は「土砂災害特別警戒区域の指定」
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき都道府県知事が行う

「急傾斜地崩壊危険区域」の指定

- ・地すべり等防止法に基づき国土交通大臣又は農林水産大臣が行う「地すべり防止区域の指定」
- ・水防法に基づき国土交通大臣又は都道府県知事が行う「浸水想定区域の指定」
- ・その他法律、条例に基づき、又は自主的に行う災害の防止に関する措置

(3) 今後の取組方策

- ・(2)を踏まえて、今後、どのような取組を行うかその方策を記載します。なお、(1)及び(2)の内容によっては、ここで記載する内容が新選定標準(素案)に合致するかどうかのポイントなると考えられます。

[例]

〇〇温泉において、さらに災害の防止を図るため、実施主体と調整の上、(2)の計画及び措置に基づく取組を継続するとともに、それらに加え、以下の取組を進める(以下は、複数の温泉地をまとめて指定の要望を行う場合の例)。

温泉地		取 組	実施主体
□□温泉		現在、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、基礎調査を実施しており、これに基づき、平成〇年度を目途に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の見直しを実施。 〇〇川について、平成〇年度を目途に現行計画を〇〇等の治水対策を含めた計画に変更。	〇〇県 〇〇
◇◇温泉			

* この表には、(2)の表で記載した内容はそのまま記載しないこととします。

* (3)の取組としては、新たな計画の策定又は区域の指定、計画又は区域の指定の見直し等が考えられます。